平成２５年（フ）第１６５号
石川県かほく市遠塚イ192番地７
債務者　ラムール・しおざきこと　塩崎　　汪
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　雅志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月13日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第８２３号
横浜市旭区東希望が丘133番地１　希望が丘第３コーポラスＡ棟501号
債務者　林　美和子
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野澤　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第４７号
愛媛県新居浜市本郷１丁目８番29号、前住所愛媛県新居浜市中須賀町１丁目４番21号
債務者　越智　妙子（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成25年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第４３号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山1924番地22
債務者　矢野　仁美
1　決定年月日時　平成25年５月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第４８号
鹿児島県霧島市横川町中ノ4123番地
債務者　山下美智子（旧姓東）
1　決定年月日時　平成25年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第１７号
鹿児島県薩摩川内市百次町3064番地38、前住所鹿児島県薩摩川内市百次町3064番地
債務者　平山　増美
1　決定年月日時　平成25年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第１８号
鹿児島県薩摩川内市百次町3064番地38、前住所鹿児島県薩摩川内市百次町3064番地
債務者　平山　和恵
1　決定年月日時　平成25年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第２５号
鹿児島県出水市緑町47番27号プレジール鶴C棟101号、前住所鹿児島県出水市米ノ津町38番35号
債務者　浦津　拓磨
1　決定年月日時　平成25年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第２６号
鹿児島県出水市米ノ津町８番28号
債務者　田中　　通
1　決定年月日時　平成25年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第３７号
長野県岡谷市赤羽３丁目３番34号
債務者　平塚　哲也
1　決定年月日時　平成25年５月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第２１６号
京都市南区八条源町44番地　エクセルワンズ八条404
債務者　阪口日出雄
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４０２号
京都市右京区嵯峨北堀町20番地12　嵯峨団地３－９
債務者　笠岡美津子
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４５４号
京都市中京区二条通西洞院東入正行寺町664番地３　パールコープ二条302号室
債務者　松田　　彰
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４８７号
京都府京田辺市打田宮本49番地の１
債務者　向井　　満
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５５４号
京都市左京区岩倉長谷町647番地　長谷団地２―201
債務者　巖　　和子
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２４号
佐賀県唐津市湊町1063番地
債務者　松本　久和
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第１６９号
千葉県松戸市新松戸北２丁目６番地の８　リヴィエール藍205号
債務者　依田　尚也
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部